

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也
会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

- 1 監査の対象 観光商工部（観光課、商工課、企業立地課）
農政部（農政課、農林課、公設地方卸売市場）
農業委員会事務局
- 2 監査の期間 平成27年8月5日から平成27年12月24日まで
- 3 監査実施日 現地調査日 平成27年10月7日
備品調査日 平成27年10月8日
対面監査日 平成27年11月12日
- 4 監査対象期間 平成27年度（4月から7月までの事務執行分）
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
 - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
 - (3) 契約関係 契約事務
 - (4) 経営に係る事業の管理 主要な事業の管理、業務処理の方法等
 - (5) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取しました。
- 7 監査の結果 事務の執行について、適法性、効率性、妥当性の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められました。
なお、事務処理上留意すべき点等については、別途措置を促しました。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○会津漆器協同組合手形割引制度事業について【商工課】

(改善すべき事項)

会津漆器協同組合手形割引制度事業は、市が会津漆器協同組合に原資を預託してその組合員に限定して融資を行う制度であるが、事業発足時から幾多の金融、経済情勢の変遷を経て、今日に至っては本事業の利用件数も10年前の約十分の一の状況にある。

伝統的な業界における取引慣行を踏まえて創設された事業と推察するが、改めて、個々の事業者にとって、今日的で、更に利用しやすい融資制度になるよう、各事業当事者、金融機関連携の上、最適な手法を講じられたい。

○市場施設使用料収入未済への対応について【公設地方卸売市場】

(改善すべき事項)

会津若松市公設地方卸売市場は、昭和50年10月6日の開設から今年で40周年の節目を迎えた。会津における唯一の公設地方卸売市場として、周辺他市町村の事業者の利用も多く、市民はもとより、会津地方全域の消費者にとって、日常生活に欠かすことのできない生鮮食料品等の供給拠点として今日まで重要な役割を果たし続けている。

そうした中、この度の指定管理者への運営管理転換は、取引高の減少等、厳しい状況の中にも、食の安全・安心を基本にすえながら新たな展開に踏み出そうとする貴重な一歩ととらえることができる。しかし一方では、近年の地方卸売市場事業特別会計決算の推移をみると、市場使用料の収入未済額が増加の傾向にあるという現実があるところから、市は設置主体责任として、市場施設使用料の未済対策に最大限の努力をされたい。